

(別添1-3)

農振法第13条第2項による農用地からの除外整理表

市町名	四日市市	除外番号	1	現況用途区分	農地	現況地目	田
除外面積	594㎡のうち 488㎡	除外理由	農家住宅の建築				
		所在	北野町743番の一部				
除外後の農地区分			第1種農地				
区分判断適用条項			農地法第5条第2項第1号口 農地法施行令第15条	(不許可の例外適用条項)			
項 目			整 理 内 容				
①農用地からの除外が必要かつ適当であり、緊急性があること			申出者は、仕事の関係で鈴鹿市のアパートに居住している。令和7年5月に長男が生まれ、現在の住居では手狭である。両親が健康なうちに、兼業農家として営農をするため、実家の近隣である申出地に農家住宅の建築を希望している。 この計画についての他法令の許認可等については、別途調整中であり、了承される見込みである。				
②農用地区域以外の土地をもって代替えすることが困難であること			申出地以外には、農用地区域以外に建築できる土地はなく、農用地区域以外で代替すべき土地を検討したが得られなかったことから当該地を選定した。				
③地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと			当該地区である県地区の協議の場で同意を得た。令和8年3月31日公告の地域計画(県地区)において、範囲外であるため問題無い。				
④農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと			申出地は、農用地区域の境界に接しており、周辺の農用地区域の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはない。				
⑤農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと			申出地は、担い手に利用されていないことから効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。				
⑥農振法第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと			申出地に該当する施設はなく、周辺にある農振法第3条第3号に規定する施設に支障を及ぼすおそれはない。				
⑦生産性の向上を目的とする土地改良事業の完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること			県土地改良区(県営圃場整備事業) S59.3.31工事完了 H7.4.28解散認可 多面的機能支払事業区域外。				